

くまとり北ブロック地域教育協議会会則

制 定 平成14年10月28日

(名 称)

第1条 この協議会は、くまとり北ブロック地域教育協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、熊取町立熊取北中学校区（以下「北ブロック」という）内のすべての子ども達の健やかな成長をはぐくむとともに、住民相互の交流を通じて地域教育コミュニティを構築することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各構成員・構成団体相互の情報交換及び連携の充実
- (2) 地域教育諸活動の活性化
- (3) 家庭教育支援、学校教育活動支援の活性化
- (4) 地域教育のための人材の育成

(専門部会)

第4条 前条の目的達成のため、協議会に専門部会を置くことができる。

(協議会の構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。構成員を協議員という。

- (1) ブロック内小中学校PTA代表
- (2) ブロック内小中学校代表
- (3) 熊取町青少年指導員連絡協議会熊取北中学校区代表
- (4) ブロック内各小学校区福祉委員会代表
- (5) 熊取町民生委員児童委員協議会ブロック内各小学校区代表
- (6) 熊取町こども会育成連絡協議会ブロック内各小学校区代表
- (7) 地域コーディネーター、その他、会長が必要と認める者

(役 員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- 2 会長は協議員の互選により定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は協議員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。また、後任者が選任されるまでの間その職務を行うものとする。

2 欠員補充により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は会長が招集し、協議会の議長は、会長がこれを務める。

2 会議は、構成員総数の2分の1以上の出席を要し、次に掲げる事項は出席者のその過半数をもって決する。

(1) 協議会会則の変更

(2) 協議会の事業に関すること

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生涯学習推進課が行う。

(委任)

第10条 この会則に定めのない事項については、必要があればその都度協議会において定める。

附 則

この会則は、制定の日から施行する。

この会則は、平成16年7月 2日から施行する。

この会則は、平成17年5月30日から施行する。

この会則は、平成21年6月10日から施行する。

この会則は、平成27年6月 2日から施行する。

この会則は、令和 2年4月 1日から施行する。